

「文化生活の向上と人々の幸せの実現をめざして」

～明光ホームテック 株式会社 定款～

(商号)

1. 私たちの会社の名前(商号)は、「明光ホームテック株式会社」といいます。

(経営理念)

2. 私たちの会社は、ものづくりと国内外との「商流」を通じて、文化生活の向上とその創造価値を高め、人々の幸せを実現することを経営理念とし、そのために事業活動を行います。

(事業目的)

3. 私たちの会社は、次の事業活動を行うことによって経営理念の達成を目指します。

- (1) インテリア家具の製造販売
- (2) 各種物品の輸出入及び販売
- (3) 人材派遣業及び人材育成業
- (4) 各種金属プレス加工及び金型製造販売
- (5) 家庭用金物の製造販売
- (6) スポーツ玩具の製造販売
- (7) インターネットを利用した通信販売業
- (8) 国内外の他企業に対する投資、融資および債務の保証
- (9) 不動産賃貸業
- (10) 介護保険法に基づく介護支援事業及び介護予防支援事業
- (11) 各種保険代理業務
- (12) 前各号に附帯する一切の業務

(情報公開及びコンプライアンス)

4. 私たちの会社は、会社のホームページその他の媒体により積極的な情報公開を推進するとともに、法令、定款、社内規定、社会倫理を遵守して忠実に職務を行い、健全で透明、公正な事業活動を通じて、私たちの会社に課せられた社会的責任を果たすよう努力します。

(個人情報保護方針)

5. 私たちの会社は、個人情報の重要性を認識し、会社が保有している個人情報に関して適用される法令や規範を遵守するとともに、個人情報に関する指針を会社のホームページその他の媒体で積極的に公開し、またそれを定期的に見直します。

(本店の所在地)

6. 私たちの会社は、本店を岐阜県各務原市に置き、会社の発展とともに地域の発展に貢献できるよう努めます。

(発行可能株式総数)

7. 私たちの会社は、最高で12万8000株まで株式を発行します(「発行可能株式総数」)。

(株式の譲渡制限)

8. 私たちの会社では、取締役会の承認がなければ、株式を譲渡によって取得することはできません。その理由は、株主そして従業員を「家族」だと思っていることとともに、現段階においては「志」を同じくする株主そして従業員が一致団結し、同じ目標に向かって邁進する必要があると考えるからです。

(相続人等に対する売渡請求)

9. 私たちの会社は、相続や合併など(「一般承継」)により会社の株式を取得した方に、その株式を私たちの会社に譲るように求めることができます。その理由は上記8と同じです。

(自己株式の取得)

10. 私たちの会社は、特定の株主が所有している私たちの会社の株式の全部又は一部を、株主総会の承認を受けることを条件に、取得することができます。なお、その場合に、その特定の株主を除く他の株主は、自分も株式を売りたいと主張して売主に加わることはできないこととします。

(株主総会)

11. 私たちの会社の株主総会については、その決議の定め(決議要件)及び代理人の定め(議決権の代理行使)を除いて、会社法やその他の法令に記載されているとおりとします。

(株主総会の決議要件)

12. 株主総会の「普通決議」は、出席した株主の持つ票（議決権）の過半数が賛成すれば可決することとします。また、会社法第309条第2項の「特別決議」は、定款変更や事業譲渡など重要な決定を下す決議ですから、株主総会で票を投じる（議決権を行使する）ことができる株主中、その票（議決権）の3分の1以上を持つ株主が出席して慎重に検討した上で、それらの株主が持つ票（議決権）の3分の2以上が賛成することを可決の条件とします。

(議決権の代理行使)

13. 私たちの会社の株主は、代理人を選び、その者によって株主総会の議決権を行使することができます。ただし、その代理人は総会毎に1名とし、私たちの会社の株主のみなることができます。

(取締役会と監査役)

14. 私たちの会社には、株主から経営を委ねられた取締役会と、取締役の会計についてのチェックを委ねられた監査役を置くことにします。

(取締役、代表取締役及び取締役会並びに監査役)

15. 私たちの会社の取締役、代表取締役及び取締役会並びに監査役については、取締役の選任と解任、取締役・監査役の任期、取締役会の決議の省略を除いて、会社法やその他の法令に記載されているとおりとします。

(取締役、監査役の選任)

16. 私たちの会社の取締役と監査役は、株主総会で票を投じる（議決権を行使する）ことができる株主が株主中、その票（議決権）の3分の1以上を持つ株主が出席して慎重に検討した上で、それらの株主が持つ票（議決権）の過半数が賛成すれば当選とします。ただし、取締役を選ぶ決議については、一票（一議決権）につき取締役一人にのみ投票することができます（「累積投票制度」を採用しません）。

(取締役及び監査役の任期)

17. 私たちの会社の取締役及び監査役は、株主総会で選ばれてから4年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時株主総会が終わるまでを任期とします。

- ②. 任期が終わる前に退任した取締役の補欠として又は追加（増員）で就任した取締役は、前任の取締役又は他の在任している取締役の任期が終わるときまでの任期とします。
- ③. 任期が終わる前に退任した監査役の補欠として就任した監査役は、退任した監査役の残りの任期の終了をもって任期を満了することとします。

（取締役会の決議の省略）

18. 私たちの会社は、取締役の全員が取締役会で決定する事項について文書又はメール等（電磁的記録）で同意をしたときは、その事項を決定する取締役会があったものとして、実際を取締役会を省略できます。

（代表取締役と役付取締役）

19. 代表取締役は私たちの会社のリーダーとして会社を牽引し、代表し、また会社の業務を執り行います。
- ②. 私たちの会社では、取締役会が取締役社長1名を選定し、また必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができます。

（事業年度）

20. 私たちの会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとします。

（剰余金の配当と除斥期間）

21. 私たちの会社は、株主総会の承認を条件として、その承認日の1ヶ月前の株主名簿に記載又は記録された株主（又は登録株式質権者）に対して、会社の剰余金の配当をいたしますが、その支払の提供の日から満3年を経過しても受け取りがない場合には事務整理の必要があるため、会社はその支払の義務を免れることとします。

私たちの会社は、平成18年5月1日施行の会社法に適應するために、会社の定款を全面的に見直すこととし、平成18年6月1日（第44期事業年度）より上記の内容のとおり定款を施行いたします。

明光ホームテック 株式会社
代表取締役 岩本仁植